

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-3
提出年月日	令和5年6月14日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第34条 緊急時対策所)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230206-01	1	提出資料全体) 泊は緊急時対策所を指揮所と待機所を分けて設置しているが、必要な設備や遮蔽壁の構造等の説明において緊急時対策所とひとくくりに記載している。それぞれの建物に対しての書き分けの要否を整理の上、他社の記載も参考に必要に応じて記載を修正し、説明すること。	R5.2.6	回答済	R5.3.2 ヒアリング	緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の書き分けについて、資料8-3『ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料』の通り整理した。		
230206-02	2	34-別添1-7) 空調上屋(待機所用、指揮所用)の基準適合上の位置付けを整理して説明すること(他の条文(4条, 6条等)の記載を確認し、整合しているかの観点)	R5.2.6	回答済	R5.3.2 ヒアリング	空調上屋の基準適合上の位置付けについて、資料8-4『ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料』の通り整理した。	第463回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 p.34-別添1-212  (別添1-5.8 6条への対応方針) 「緊急時対策所の建物」⇒「緊急時対策所、空調上屋」に修正し、空調上屋が内部の設備を外部事象から防護するために作成したものである事を明記した。	
230206-03	3	34-7) 敷地内可動源の考え方について先行審査実績を踏まえて整理し、有毒ガスのヒアリングで説明すること。	R5.2.6	回答済	R5.2.22 ヒアリング	可動源の考え方(記載の要否)について、敷地内可動源に対して換気設備の隔離等の対策を講じるプラントについては、固定源についてのみ現場の状況を踏まえ評価条件を設定していることから、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定に関して、「及び可動源」を削除し、相違理由を適正化した。敷地内固定源・可動源の有無等の詳細は、有毒ガスのヒアリングにてご説明済。	第459回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 P.34-7, 13, 33	
230206-04	4	34-別添1-7) 空調上屋自体が竜巻飛来物にならないことを6条側で説明すること。	R5.2.6	回答済	R5.3.2 ヒアリング	6条にて空調上屋自体が飛来物とならないことを整理する。	修正なし	
230206-05	5	女川・大飯以外の先行プラントで、同様の設備・方針等がある場合はプラント名を記載すること。また、泊オリジナルの設計(緊急時対策所の構成の相違、指揮所・待機所間の連絡)をまとめて説明すること。	R5.2.6	回答済	R5.3.2 ヒアリング	まとめ資料比較表の「とりまとめた資料」及び「相違理由欄」に同様の設備・方針がある先行プラント名を記載した。また、緊急時対策所指揮所・緊急時対策所待機所の連絡については「とりまとめた資料」に説明を記載した。	資料全体	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230206-10	6	34 - 別添1-75) 外の確認に泊3号炉は5条要求に基づき設置している「津波監視カメラ」を使用していることについて、先行審査実績を確認の上、基準適合上の位置付けについて整理すること。	R5. 2. 6	回答済	R5. 3. 2 ヒアリング	5条要求に基づき設置している「津波監視カメラ」は、海面を監視している設備であり、先行審査実績の大飯3/4号炉に合わせて、当該記載は「構内監視カメラ」に修正した。	第463回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 6. 0）』 p. 34-別添1-75, 77	
230302-25	7	資料8-3) 緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の記載分けの方針をKK67参照としたことについて、まとめ資料比較表においてもKK67を参照した箇所を明示すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	とりまとめた資料に柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の記載と泊3号炉の記載との相違点を記載するとともに、比較表に柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の記載を参照した箇所を明示し比較を行うよう修正した。	資料全般	
230302-26	8	比較表34-12ページ) 大飯と女川は緊急時対策所をどこに設置するかの記載があるが、泊にはその記載がないので、そのことがわかるよう記載を充実し説明すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	以下のとおり、泊3号炉緊急時対策所の設置場所及び建物が独立して設置されていることについて記載を充実した。 「緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋として敷地高さT.P. 39mに設置する設計とする。」	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 8. 0）』 p. 34条-5 (他, p. 34条-15, 17, p. 34条-別添1-1-1)  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 8. 0）』 p. 34-12 (他, p. 34-27, 33, p. 34-別添1-3)	
230302-32	9	34-別添1-5) 指揮所用空調上屋と待機所用空調上屋を総称して空調上屋とするのか、整理して説明すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	指揮所用空調上屋と、待機所用空調上屋を総称して空調上屋とすることが分かるよう、以下の通り明記した。 「また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに付帯する換気設備を収納するために空調上屋を設置する。空調上屋は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋から構成する設計とする。」	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 8. 0）』 p. 34-別添1-6  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 8. 0）』 p. 34-別添1-1-3	
230302-33	10	34 - 別添1-5) 緊急時対策所指揮所の必要な要員について具体的に記載し説明すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	指揮所には必要な指示を行う要員を、待機所には現場作業を行う要員をそれぞれ収容する設計であることから次のとおり修正した。  「緊急時対策所として、必要な指示を行う要員等を収容するための緊急時対策所指揮所及び現場作業を行う要員を収容するための緊急時対策所待機所をそれぞれ設置する。」	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 8. 0）』 p. 34条-別添1-1-3  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 8. 0）』 p. 34-別添1-6	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230302-34	11	34 - 別添1-15) 無停電運転保安灯等について、指揮所にしかないのであれば、設置場所として緊急時対策所指揮所と明記する必要があるか検討の上、適正化すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	設置場所について、緊急時対策所指揮所が対象であることから、次のとおり修正した。  緊急時対策所は、通常時、緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯については、外部電源から3号炉非常用母線を介して受電する設計とし、その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から受電する設計とする。	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 8. 0)』 p. 34条-別添1-1-16  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-別添1-17	
230302-39	12	34-15) 「女川は緊急時対策所以外も加圧する。」の記載について、「対策所以外」に該当する箇所を追記し、相違理由を充実すること。 (参照: 34-別添1-41)	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	対策所以外の場所が具体的にどの場所であるか分かるよう、相違理由欄の記載を以下の通り充実した。  【女川】設計の相違 女川は必要な設備を緊急時対策等(緊急時対策室、SPDS室、緊急時対策エリア用空調機械室)に配備しており、これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており、これらのエリアを正圧化する。	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-17	
230302-40	13	34-別添1-137, PPT26ページ) 資料が保管してあることが分かるよう、食料等と同様、図に記載すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	資料の保管場所について、「資料保管スペース(机下ラックに保管)」の記載を図に追加した。	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 8. 0)』 p. 34条-別添1-3-31  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-別添1-159	
230302-41	14	34-別添1-137, PPT26ページ) 有毒ガス対策の防護具の配置場所について、ボンベとマスクの場所もわかるよう記載すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	有毒ガス対策の防護具保管場所について「有毒ガス防護具保管場所」の記載を図に追加した。	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 8. 0)』 p. 34条-別添1-3-31  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-別添1-159	
230302-42	15	34-別添1-183) 待機所の待機エリアの位置付け(屋内or屋外、作業から帰ってきた際にチェン징エリアの混雑を避けるための一時的な待機場所)を記載し説明すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	「(9)チェン징エリアのスペースについて」の冒頭に待機エリアの目的と、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に設置することが分かるよう以下の記載を追記した。  「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェン징エリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェン징エリアが混雑しており屋外で待機することがないよう、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。」	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 8. 0)』 p. 34条-別添-1-5-21  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-別添1-209	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230302-43	16	34-別添1-41) チェンジングエリアが加圧バウンダリに含まれないことについて、図面に反映すること。	R5. 3. 2	回答済	R5. 5. 16 ヒアリング	チェンジングエリアが加圧バウンダリに含まれない事が分かるよう、空調設備の図面を修正した。	(R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所(DB34 r. 8. 0)』 p. 34条-別添-1-2-18  (R5. 5. 16) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r. 8. 0)』 p. 34-別添1-56	
230516-04	17	とりまとめた資料-1ページ) 1-1)d. 緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準値を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更したことについて、従来モニタリングポストNo. 7の線量率3. 5mSv/hをもとに5mGy/hとしていた考え方から、先行実績を参照し海側No. 3の可搬型モニタリングポスト線量率7mGy/hから30mGy/hと大きく設定した裕度の考え方について先行審査実績を確認の上、値の妥当性について説明すること。	R5. 5. 16	本日回答		泊3号炉の緊急時対策所内の空気供給装置の加圧判断基準値の設定の考え方について、コメントを踏まえ以下の通り整理した。 ・加圧判断は、従来、屋外のモニタリング設備のうち最も線量率評価結果が高いモニタリングポストNo. 7の設置場所の線量率(約3. 5mSv/h)を基に設定していたが、コメントを踏まえ可搬型モニタリングポストの代替測定の設置場所も含めて整理した結果、最大で約28mGy/hの評価結果となったことから、裕度を確保し30mGy/hに変更する方針とした。 ・なお、先行審査実績を確認した結果は、ブルーム通過時の線量率が100mSv/h以上であることから、確実に加圧判断できる値として判断基準(10mSv/h~30mSv/hの範囲)を設定しており、基本的な考え方は当社も同様であると考えている。	資料3-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所(DB34 r. 10. 0)』 p. 34条-別添-1-2-46, 47, 49 p. 34条-別添-1-3-22  資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r. 10. 0)』 p. 34とりまとめた資料-1 p. 34-別添-1-88, 89, 92, 152  資料4-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r. 10. 0)』 p. 61-5-30 p. 61-6-109  資料4-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118-9 r. 10. 0)』 p. とりまとめた資料-1  資料4-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r. 10. 0)』 p. 61-補足資料105, 286	
230516-08	18	比較表 1. 18-24 (他) 加圧判断基準に関して、地震・津波時に恒設のモニタリングポストの代替として、可搬型モニタリングポストをアクセスルートに置く場合の扱いを整理し、説明すること。  【(R5. 5. 16) ヒアリング 技術的能力 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等について】	R5. 5. 16	本日回答		『泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第34条 緊急時対策所)』のID:230516-04と同様		